

令和5年第3回竜王町議会定例会（第1号）

令和5年8月10日

午後1時00分開会

於 議 場

1 議 事 日 程（第1日）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第57号 竜王町子ども未来会議条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議第58号 竜王町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議第59号 竜王町都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議第60号 令和5年度竜王町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 7 議第61号 令和5年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第 8 議第62号 令和5年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議第63号 令和5年度竜王町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議第64号 令和4年度竜王町水道事業会計決算認定について
- 日程第11 議第65号 令和4年度竜王町下水道事業会計決算認定について
- 日程第12 議第66号 調停に代わる決定について
- 日程第13 議第67号 竜王町教育委員会委員の任命について
- 日程第14 議第68号 竜王町教育委員会委員の任命について
- 日程第15 議第69号 竜王町公平委員会委員の選任について
- 日程第16 報第 4号 令和4年度竜王町健全化判断比率について
- 日程第17 報第 5号 令和4年度竜王町資金不足比率について
- 日程第18 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

2 会議に出席した議員（12名）

1番	澤田 満夫	2番	中村 匡希
3番	福田 優三	4番	鎌田 勝治
5番	橘 せつ子	6番	尾川 幸左衛門
7番	大前 セツ子	8番	磯部 俊男
9番	小西 久次	10番	森島 芳男
11番	岡山 富男	12番	貴多 正幸

3 会議に欠席した議員（なし）

4 会議録署名議員

8番	磯部 俊男	9番	小西 久次
----	-------	----	-------

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	西田 秀治	教育委員会教育長	甲津 和寿
代表監査委員	松浦 博	監査委員	鎌田 勝治
副町長	杼木 栄司	総務主監	凶司 明德
住民福祉主監	川嶋 正明	産業建設主監	井口 清幸
会計管理者	寺本 育美	総務課長	寺嶋 要
未来創造課長	谷 大太	中心核整備課長	森 徳男
税務課長	中島 孝之	生活安全課長	富田 尚弘
住民課長	白井由美子	福祉課長	中原 江理
健康推進課長	西村 忠晃	自立支援課長	野村 博嗣
農業振興課長	富家 和典	商工観光課長	岩田 宏之
建設計画課長	市岡 忠司	上下水道課長	森岡 道友
教育次長兼 生涯学習課長	知禿 雅仁	教育総務課長	町田 啓司
学校教育課長	安食 敬		

6 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	小森久美子	書	記 井村奈緒美
--------	-------	---	---------

開会 午後1時00分

○議長（貴多正幸） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は12人です。よって、定足数に達していますので、これより令和5年第3回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申出がございますので、これを認めることにいたします。

西田町長。

○町長（西田秀治） 皆さん、こんにちは。令和5年竜王町議会第3回定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多用の中、御出席いただき厚くお礼を申し上げます。

はじめに、8月5日に開催されましたふるさと竜王夏まつりにおきましては、実行委員会をはじめ、議員の皆様方の様々な形での御協力もいただき、多くの方に御来場いただくなど、大変好評を頂戴したところでございます。ふるさと竜王への想いや地域との結びつきを感じられる素晴らしい機会となりましたので、開催に当たり御尽力いただきました方々に深く感謝を申し上げたいと思います。

次に、全国各地におきまして、最高気温が35度以上である猛暑日が記録されるなど厳しい暑さが続いております。また、台風6号の影響により湿った空気が流れ込み、急な大雨や落雷も発生しているところでございます。熱中症等の暑さによる健康被害が懸念されることから、町民の皆様には極力不要な外出を控えていただき、エアコンを適宜使用する等の対策をお願いし、本町といたしましても、正確な情報の提供や注意喚起に努めてまいっているところでございます。また、8日の朝に発生いたしました台風7号につきましても、お盆休みにかけて日本に接近する見込みでございまして、今後の進路に十分注視しながら、必要な対策を講じてまいりたいと思います。

本定例会は、第17期議員の皆様におかれましては、今期最後の議会活動となります。本定例会におきましても、町政進展へ向けた御意見、御提言をいただき、今後の行政運営に活かすべく、各施策を実施してまいります。

最後になりますが、本定例会に提案申し上げます案件につきまして慎重なる御審議を賜り、適切な御結論をいただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とします。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（貴多正幸） これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に議会諸般報告書を配付いたしましたので、よろしくお願いたします。

なお、説明は省略いたしますので、御了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（貴多正幸） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、8番 磯部俊男議員、9番 小西久次議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 会期の決定

○議長（貴多正幸） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月1日までの23日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9月1日までの23日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、御協力のほどお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 3 議第57号 竜王町子ども未来会議条例の一部を改正する条例

日程第 4 議第58号 竜王町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第 5 議第59号 竜王町都市公園条例の一部を改正する条例

日程第 6 議第60号 令和5年度竜王町一般会計補正予算（第4号）

日程第 7 議第61号 令和5年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）

日程第 8 議第62号 令和5年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第 9 議第63号 令和5年度竜王町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（貴多正幸） 日程第3 議第57号から日程第9 議第63号までの7議

案について一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

**○町長（西田秀治）** ただいま上程いただきました、議第57号から議第63号までの各議案について提案理由を申し上げます。

議第57号、竜王町子ども未来会議条例の一部を改正する条例につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が施行され、当該整備法において、子ども・子育て支援法の一部が改正されたことにより引用法令の条項にずれが生じているため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第58号、竜王町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、関係法令及び本町が条例において基準を定める際に参酌すべき基準が国において改正されたことから、条例の一部を改正するものでございます。

また、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、当該整備法において、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されたことにより引用法令の条項にずれが生じるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第59号、竜王町都市公園条例の一部を改正する条例につきましては、竜王町総合運動公園内の弓道場使用料について、他の施設との整合を図るべく、町外個人利用の使用料を2倍から1.5倍に改めるとともに、弓道場に青少年、高齢者及び障がい者の使用区分を新たに設けたいことから、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第60号、令和5年度竜王町一般会計補正予算（第4号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第3号）までの歳入歳出予算額が73億402万8,000円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ1億6,470万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億6,873万5,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、交流・文教ゾーン整備に係る補償、今後の開発を見据えた配水管布設負担金、「こどもまんなか竜王町」を実現するための子育て支援施策等を増額するとともに、本年度算定の結果により普通交付税を増額するものでございます。

債務負担行為補正につきましては、今年度中に次年度の事業実施の手続を進め

られるよう追加するものでございます。

地方債補正につきましては、事業実施の財源等として追加及び変更するものでございます。

次に、議第61号、令和5年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算の歳入歳出予算額が12億7,400万円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ552万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,952万8,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の内容としましては、歳出予算におきまして、制度改正に伴うシステム改修委託料及び保険給付費等交付金の額の確定による返還金を増額するとともに、歳入予算におきまして、システム改修に対する特別交付金及び返還金に対する普通交付金剰余金を増額するものでございます。

債務負担行為につきましては、各健診について次年度に事業が円滑に進められるよう設定するものでございます。

次に、議第62号、令和5年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算の歳入歳出予算額が9億9,930万円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ3,832万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,762万3,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の内容といたしましては、歳出予算におきまして、介護給付費負担金及び地域支援事業負担金の実績が確定し返還することとなったことから、償還金を増額するとともに、歳入予算におきましては、前年度繰越金を増額するもの等でございます。

次に、議第63号、令和5年度竜王町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、令和5年度竜王町水道事業会計予算の第4条で定めました資本的収入の既決予定額4億818万8,000円に今回500万円を増額し、4億1,318万8,000円とし、資本的支出の既決予定額5億2,866万4,000円に今回500万円を増額し、5億3,366万4,000円とさせていただきたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、山之上地先消火栓更新工事に伴うものでございます。

以上、議第57号から議第63号までの各議案につきまして、提案理由を申し

上げたところでございますが、議第60号につきましては、詳細について担当課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（貴多正幸） 寺嶋総務課長。

○総務課長（寺嶋 要） ただいま町長から、議第60号、令和5年度竜王町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明があったところでございますが、さらにその内容について、お手元配付の提出議案説明資料20ページの令和5年度8月補正予算概要により説明いたします。

主な歳出から説明いたします。

指定管理施設実態調査業務委託料350万円の増額につきましては、指定管理施設の運営に関する実態把握調査を行うことで課題を整理し、今後の施設管理の在り方を検討したく、委託料を増額するものでございます。

次に、公用自動車174万8,000円の増額につきましては、防犯協会が所有し、町が使用している青色回転灯付パトロール車が、パトロール中に事故に遭い使用不可となったため、今後の活用を踏まえ、町として新たに購入することから増額するものでございます。

次に、交流・文教ゾーン整備報償費300万円の増額につきましては、交流・文教ゾーン整備事業に係る用地取得に向けた地権者全体の調整等、事業推進に御協力いただいていることに対し、地元への報償として支出することから増額するものでございます。

次に、交流・文教ゾーン整備補償費1,651万1,000円の増額につきましては、共同減歩地に係る用地補償及び契約の遅延による補償を行うことから増額するものでございます。

次に、配水管布設工事負担金8,800万円の増額につきましては、名神竜王インターチェンジ付近における今後の開発を見据え、民間が実施する配水管布設工事について、町の要望により民間が希望する以上の口径を布設いただきたく、差額を負担するため増額するものでございます。

次に、電算プログラム開発業務委託料50万6,000円の増額につきましては、電子申告手続に係る税目が拡充され、令和5年10月からの運用開始に向けて地方税ポータルシステムを改修する必要があることから、増額するものでございます。

次に、就学前児童誕生祝報償費475万円の増額につきましては、「こどもまんなか竜王町」を目指して、妊娠期及び就学前の子どもや親に寄り添う伴走型相

談支援をより充実し、安心して子育てができる環境づくりを目的として、誕生から就学前の間、町内在住の子どもを対象に商品券を面談方式で配付したいことから、増額するものでございます。当該事業につきましては、恒久的に実施いたしたいと考えております。

次に、こども新生活応援給付金200万円の増額につきましては、本町への郷土愛や意欲・関心の高い子育て世帯がにぎわう「こどもまんなか竜王町」のまちづくりを推進すべく、特に高校卒業までの子どもを有する世帯の転入促進を目的として、本町での暮らしのスタートに必要な費用のうち、子どもに係る臨時的出費に対して子ども1人当たり5万円を給付する経済的支援を行いたいことから、増額するものでございます。当該事業につきましては、令和5年度から令和8年度まで実施いたしたいと考えております。

次に、保育所等食料品価格高騰対策補助金146万7,000円の増額につきましては、食材等の高騰の影響を受ける町内保育施設に対して補助を行うことから増額するものでございます。

次に、日野川用水施設管理協議会負担金248万円の増額につきましては、第2段揚水機場のろ過装置が故障し、これを更新する必要があることから、日野川用水施設管理協議会に対する負担金を増額するものでございます。

次に、農業水利施設の機能保全計画策定業務委託料250万円の増額につきましては、令和5年度当初予算においてお認めをいただきました山之上地区パイプラインの機能保全計画策定について、施設の劣化予測、劣化要因の特定及び施設診断を追加で実施したいことから、増額するものでございます。

次に、町道維持修繕工事400万円の増額につきましては、町道鏡七里線において防護柵が経年劣化により傾いており、車両の安全確保に支障を来すおそれがあることから修繕工事を行いたく、増額するものでございます。

次に、河川敷整備工事1,500万円の増額につきましては、グラウンドゴルフ場整備について、総合運動公園内を候補地として検討しておりましたが、最終的に専用コースとして薬師地先の祖父川左岸に整備したいことから増額するものでございます。

次のページに移りまして、修繕費（消防施設費）60万円の増額につきましては、小型動力ポンプ等の修繕事案が多く発生し、予算が不足することから増額するものでございます。

次に、消火栓設置工事負担金500万円の増額につきましては、山之上地先

(西出)の2か所の消火栓について、経年劣化により使用できない状態となっており、水道事業会計において更新を行うため、負担金を増額するものでございます。

次に、修繕費(中学校費)119万1,000円の増額につきましては、中学校のトイレドア、受水槽及びテニスコートについて修繕を行うため増額するものでございます。

次に、文化財保護費といたしまして、本年3月末に中心核整備に係る埋蔵文化財試掘調査が完了し、本発掘調査対象面積が確定したことから、作業員派遣業務委託料等について901万5,000円を増額するものでございます。

次に、第79回国スポーツクライミング競技会場等設計業務委託料100万円の増額につきましては、令和7年度滋賀国民スポーツ大会に係るリハーサル大会及び本大会の会場レイアウト及び各ブースの必要資材数量を把握する設計業務を委託するため、増額するものでございます。

続いて、歳入補正予算でございますが、20ページの主な歳入から御説明いたします。

普通交付税8,951万4,000円の増額につきましては、算定の結果、普通交付税が交付されることとなったことから増額するものでございます。

次に、基幹水利施設管理事業地元分担金49万6,000円の増額につきましては、基幹水利施設の機器更新に係る地元分担金について増額するものでございます。

次に、県支出金について、滋賀県保育所等食料品価格高騰対策事業費補助金73万3,000円の増額につきましては、町内保育施設への食料品価格高騰に伴う町補助に対して2分の1補助されることにより、増額するものでございます。

次に、基幹水利施設管理事業補助金148万8,000円の増額につきましては、基幹水利施設の機器更新に係る県補助分について増額するものでございます。

次に、農業水利施設保全合理化作業補助金250万円の増額につきましては、山之上地区パイプラインの機能保全計画策定に係る業務追加分について、全額補助されることから増額するものでございます。

次に、町債について、公共施設等適正管理推進事業債360万円の増額につきましては、町道維持修繕工事の財源とするため増額するものでございます。

次に、河川事業債1,120万円の増額につきましては、河川敷整備工事の財源とするため増額するものでございます。

次に、臨時財政対策債1,381万3,000円の増額につきましては、今年度普通交付税が交付されることとなったため増額するものでございます。

次に、その他といたしまして、官製談合事件損害賠償金486万円の増額につきましては、先の定例会において議決をいただいた損害賠償請求の和解について和解が成立し、被告らから損害賠償金の支払があったため、増額するものでございます。

次に、供託金戻入170万円の増額につきましては、損害賠償金が支払われたことに伴い、被告に対する不動産仮差押命令申立事件を取り下げることにより供託金が払い戻されるため、増額するものでございます。

次に、青色回転灯付パトロール車の全損による保険料をその他雑入として65万円増額するものでございます。

次に、今回の補正予算に伴う一般財源所要額3,412万2,000円について前年度繰越金を増額するものでございます。

21ページに移りまして、債務負担行為補正でございますが、がん検診等の住民健診業務につきましては、次年度に事業が円滑に進められるよう今年度中に契約等に係る事務処理を行う必要があることから、それぞれ追加するものでございます。

次に、地方債補正でございますが、歳入において説明しましたとおり、事業実施の財源等とするため、追加及び増額の変更を行うものでございます。

以上、令和5年度竜王町一般会計補正予算（第4号）の説明といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議第64号 令和4年度竜王町水道事業会計決算認定について

日程第11 議第65号 令和4年度竜王町下水道事業会計決算認定について

○議長（貴多正幸） 日程第10 議第64号及び日程第11 議第65号の2議案について一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

○町長（西田秀治） ただいま上程いただきました、議第64号及び議第65号につきまして、提案理由を申し上げます。

議第64号、令和4年度竜王町水道事業会計決算認定について及び議第65号、令和4年度竜王町下水道事業会計決算認定についてにつきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定により、町監査委員による審査を終えていただきまし

たので、同条第4項に基づき議会の認定に付するものでございます。

以上、議第64号及び議第65号について提案理由を申し上げたところでございますが、詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（貴多正幸） 森岡上下水道課長。

○上下水道課長（森岡道友） ただいま、町長から提案理由を申し上げました、議第64号、令和4年度竜王町水道事業会計決算認定について、決算書に基づき御説明を申し上げます。

まず、1ページの令和4年度竜王町水道事業決算報告書を御覧ください。

第3条予算の収益的収支の収入でございますが、水道事業収益といたしましては、営業収益、営業外収益及び特別利益を合わせまして決算額が3億6,079万1,008円で、このうち仮受消費税は2,746万7,483円でございます。

支出でございますが、水道事業費用といたしましては、営業費用、営業外費用を合わせまして決算額が3億1,798万6,939円で、このうち仮払消費税は1,815万9,262円でございます。

次に、第4条予算の資本的収支の収入でございますが、資本的収入といたしましては、企業債及び補助金を合わせまして決算額が9,000万円でございます。

支出でございますが、資本的支出といたしましては、建設改良費及び企業債償還金を合わせまして、決算額が1億6,866万2,173円で、このうち仮払消費税は1,197万3,440円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額7,866万2,173円は、当年度分消費税資本的収支調整額、過年度及び当年度分損益勘定留保資金並びに当年度利益剰余金で補填いたしました。

次に、3ページの損益計算書を御覧ください。

営業収支は、1,432万4,649円の損失となりましたが、営業外収支が4,737万159円の利益となりましたので、経常利益として3,304万5,510円でございます。さらに、特別利益が14万3,338円、当年度純利益は3,318万8,848円、これに前年度繰越利益剰余金4,892万7,680円、未処分利益剰余金変動額992万3,267円を加え、当年度未処分利益剰余金は9,203万9,795円となるものでございます。

次に、7ページの剰余金処分計算書（案）を御覧ください。

これは、竜王町水道事業の剰余金の処分等に関する条例に基づき、利益の処分を行うものでございます。当年度未処分利益剰余金9,203万9,795円のうち、組入資本金へ992万3,267円組入れするとともに、減債積立金に1,400万円、建設改良積立金へ2,000万円を積立てさせていただくものでございます。積立いたしますと、翌年度繰越利益剰余金は4,811万6,528円となります。

次に、貸借対照表を御覧ください。

まず、資産の部でございます。

固定資産と流動資産を合わせまして、資産合計は28億4,896万2,127円となるものでございます。

次に、9ページに移りまして負債の部でございます。

固定負債、流動負債及び繰延収益を合わせまして、負債合計は19億6,266万7,257円となるものでございます。

次に、10ページに移りまして資本の部でございます。

資本金と剰余金を合わせまして、資本合計は8億8,629万4,870円、したがって、負債資本合計は28億4,896万2,127円となるものでございます。

なお、11ページ以降につきましては、これらの資料として、注記表及び附属書類を添付いたしておりますので、御覧いただきたいと存じます。

以上、令和4年度竜王町水道事業会計決算認定につきましての内容説明とさせていただきますので、よろしく御願いたします。

続きまして、議第65号、令和4年度竜王町下水道事業会計決算認定につきまして、決算書に基づき御説明を申し上げます。

まず、1ページの令和4年度竜王町下水道事業決算報告書を御覧ください。

第3条予算の収益的収支の収入でございますが、下水道事業収益といたしましては、営業収益及び営業外収益を合わせまして、決算額が5億2,092万8,124円で、このうち仮受消費税は1,623万1,219円でございます。

支出でございますが、下水道事業費用といたしましては、営業費用、営業外費用及び特別損失を合わせまして、決算額が4億8,914万4,696円で、このうち仮払消費税は1,011万4,176円でございます。

次に、第4条予算の資本的収支の収入でございますが、資本的収入といたしましては、他会計出資金から分担金までを合わせまして、決算額が1億8,282

万7,910円でございます。

支出でございますが、資本的支出といたしましては、建設改良費及び企業債償還金を合わせまして、決算額が3億5,971万8,758円で、このうち仮払消費税は627万767円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億7,689万848円は、当年度分消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次に、3ページの損益計算書を御覧ください。

営業収支は、2億6,892万8,354円の損失となりましたが、営業外収支が2億9,464万1,539円の利益となりましたので、経常利益は2,571万3,185円でございます。さらに、特別損失が1万2,909円、当年度純利益は2,570万276円、これに前年度繰越利益剰余金3,023万9,084円を加え、当年度未処分利益剰余金は5,593万9,360円となるものでございます。

次に、7ページの剰余金処分計算書（案）を御覧ください。

これは、竜王町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例に基づき利益の処分を行うものでございます。当年度未処分利益剰余金5,593万9,360円のうち、減債積立金に1,200万円、建設改良積立金に1,200万円を積立てさせていただくものでございます。積立ていたしますと、翌年度繰越利益剰余金は3,193万9,360円となります。

次に、貸借対照表を御覧ください。

まず、資産の部でございます。

固定資産と流動資産を合わせまして、資産合計は84億5,182万3,786円となるものでございます。

次に、負債の部でございます。

9ページに移りまして、固定負債、流動負債及び繰延収益を合わせまして、負債合計は79億827万2,223円となるものでございます。

次に、資本の部でございます。

資本金と剰余金を合わせまして、資本合計は5億4,355万1,563円、したがって、負債資本合計は84億5,182万3,786円となるものでございます。

なお、11ページ以降につきましては、これらの資料として注記表及び附属書

類を添付いたしておりますので、御覧いただきたいと存じます。

以上、令和4年度竜王町下水道事業会計決算認定につきましての内容説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（貴多正幸） それでは、ここで決算審査報告をお願いします。

松浦代表監査委員。

○代表監査委員（松浦 博） 令和4年度竜王町下水道事業会計決算の審査結果について、御報告申し上げます。

第1「審査の概要」及び第2「審査の結果」については、お手元の意見書のとおりでございます。

第3「審査の意見」について述べさせていただき、報告とさせていただきます。

第3「審査の意見」。

令和4年度竜王町下水道事業会計決算の審査を実施しました。審査に当たり、関係諸帳簿との照合及び計数の確認を慎重に行いましたが、特に指摘すべき事項は見当たりませんでした。また、諸経費の節減をはじめ、公営企業として効率性や健全な事業経営に努力しているものと見受けました。

令和4年度の営業収益は2億7,340万1,250円、営業費用は2億8,772万5,899円となり、営業利益はマイナス1,432万4,649円となりました。

営業外収益は5,942万5,073円、営業外費用は1,205万4,914円、経常利益は3,304万5,510円となり、特別利益を加除した当年度純利益は3,318万8,848円となり、前年度比767万5,309円の減少となりました。

この主な要因は、中央監視装置更新工事に関わる資産減耗費の増額により営業費用が増加したことが大きいと言えます。職員1人当たりの有収水量、営業収益並びに有収率の状況等から見て、効率性は比較的高いと言えます。引き続き未収金の減少をはじめ、現状維持の継続を大いに期待します。

本年度の主な工事は、田中地先他基幹管路布設替工事6,747万5,000円、須恵地先基幹管路（高橋添架管）漏水復旧工事1,532万3,000円等でありました。昭和57年7月から開始された全町給水の水道事業は、今後においても安心・安全かつ安定的に上水道を供給することが求められています。基幹管路並びに配水管等の布設替工事については、引き続き計画的に着実に実施されたい。

一方、当該工事等には多額な費用を要するわけですが、企業債残高は10億5,911万6,000円（令和4年度末時点）であり、漸増傾向にあります。については、この企業債残高にも十分留意しながら、実施されることを期待します。

また、安全・安定的な水道水の供給は、直接町民の命に関わるインフラであり、町民に現況等を分かりやすく周知の上、事業推進されるよう期待します。

最後に、水道事業の安定供給並びに健全経営に努められることと、広域連携の推進に向けた研究を進められていることにも期待し、審査の意見とします。

以上。

令和4年度竜王町下水道事業会計決算の審査結果について、御報告申し上げます。

第1「審査の概要」及び第2「審査の結果」については、お手元の意見書のとおりでございます。

第3「審査の意見」を述べさせていただき、報告とさせていただきます。

第3「審査の意見」。

令和4年度竜王町下水道事業会計決算の審査を実施しました。審査に当たり、関係諸帳簿との照合及び計数の確認を慎重に行いましたが、特に指摘すべき事項は見当たりませんでした。また、諸経費の節減をはじめ、公営企業として効率性や健全な事業経営に努力しているものと見受けました。

当年度の営業収益は1億6,257万9,038円、営業費用は4億3,150万7,392円、営業利益はマイナス2億6,892万8,354円となりました。

また、営業外収益は3億4,253万4,294円、営業外費用は4,789万2,755円で、経常利益は2,571万3,185円となり、過年度損益修正損1万2,909円を除いた当年度純利益は2,570万276円となりました。

なお、別表2「比較損益計算書」から鑑みますと、当年度中における他会計からの補助金1億8,426万8,000円であり、本補助金及び長期前受金戻入等を含む営業外利益が営業損失を補い、経常利益を計上しています。特に、今年度末の企業債残高は33億1,406万6,591円で、平成25年度末比は大幅に減少しておりますが、未だ多額であります。健全経営に向け、長期的な計画の下に事業推進されることを期待します。

当年度の主な工事としては、建設工事では公共下水道汚水幹線工区舗装復旧工

事その2他工事1, 638万8,900円、公共下水道小口(松が丘)工区下水道管渠更新工事3, 474万200円であり、保存工事ではマンホールポンプ修理業務他1, 066万2, 558円でありました。

管渠や設備機器の更新修理をより計画的に行うため、資産台帳の修理履歴を総合的に管理し、効率的な予算計画となるよう改善されたい。

第2表で、職員1人当たりの有収水量、営業収益、排水管距離等を例示しましたが、各種指標等を用いて事業運営状況の明確化や透明性の向上を図り、今後とも効率的な業務活動に努められたい。

平成30年度に表面化しました農村下水道使用料徴収問題については、地方自治法上時効までに早期に徴収を図り、「信頼」の回復に努められたい。

最後に、安定的な下水道事業の継続に向け、広域連携の推進に向けた研究を進めていることにも期待し、審査の意見とします。

以上。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第12 議第66号 調停に代わる決定について**

**日程第13 議第67号 竜王町教育委員会委員の任命について**

**日程第14 議第68号 竜王町教育委員会委員の任命について**

**日程第15 議第69号 竜王町公平委員会委員の選任について**

○議長(貴多正幸) 日程第12 議第66号から日程第15 議第69号までの4議案について一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

○町長(西田秀治) ただいま上程いただきました議第66号から議第69号までの各議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議第66号、調停に代わる決定についてにつきましては、平成31年2月15日に執行した「竜王町総合庁舎周辺公共施設保守管理および清掃業務」の指名競争入札において、談合行為により本町が被った損害を、株式会社関西シーケンス管理外4者に対し損害賠償金及び遅延損害金の支払を求め、大津地方裁判所に訴えを提起した事件で、令和5年7月31日、大津地方裁判所は、被告西村利継分について民事調停法第17条に基づき調停に代わる決定を行いました。この決定に対し、当該決定を受諾し、異議申立てを行わないことについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものです。

次に、議第67号、竜王町教育委員会委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

現在、竜王町教育委員会委員として御尽力いただいております谷 康夫氏は、令和5年9月30日をもって任期が満了いたしますが、引き続き谷 康夫氏を任命いたしたく、提案申し上げるものでございます。

谷 康夫氏は、（個人情報のため、一部秘匿）本町においては、令和元年10月から今日まで4年間、教育委員を務めていただいております。企業目線や民間の視点はもとより、先見性、柔軟性、合理的な判断力や発想力等を活かして、学校・園現場への適切な指導や助言をいただき、教育でまちづくりに貢献いただいております。その温厚篤実な性格は、地域住民や関係機関からの信望も厚く、竜王町教育委員会委員として適任者であると考えますので任命いたしたく、御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

任期につきましては、令和5年10月1日から令和9年9月30日までの4年間でございます。

次に、議第68号、竜王町教育委員会委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

現在、竜王町教育委員会委員として御尽力いただいております田中弥生氏は、令和5年9月30日をもって任期が満了いたします。つきましては、後任として、櫻井絵里子氏を任命いたしたく、提案申し上げるものでございます。

櫻井絵里子氏は、（個人情報のため、一部秘匿）令和5年4月からは、竜王町社会教育委員として、家庭教育の向上に資する活動等に保護者としての視点を活かして尽力いただいております。さらに現在、竜王町家庭教育支援事業サポートスタッフとして、また、NPO法人竜王子育てネットワークのスタッフとしても活動されております。その温厚篤実な性格は、地域住民や関係機関からの信望も厚く、竜王町教育委員会委員として適任者であると考えますので任命いたしたく、御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

任期につきましては、令和5年10月1日から令和9年9月30日までの4年間でございます。

次に、議第69号、竜王町公平委員会委員の選任につきましては、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

現在、竜王町公平委員会委員として御尽力いただいております寺嶋ふじ恵氏は、令和5年9月30日をもって任期満了いたしますが、引き続き寺嶋ふじ恵氏を選任いたしたく、提案申し上げるものでございます。

寺嶋ふじ恵氏は、（個人情報のため、一部秘匿）竜王町においても人権擁護推進委員を務められるなど、地域の人望も厚く、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で効率的な事務の処理に理解があり、人事行政に関して識見を有することが必要とされる竜王町公平委員として適任でありますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

任期につきましては、令和5年10月1日から令和9年9月30日までの4年間となります。

以上、議第66号から議第69号までの各議案についての提案理由といたしますので、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（貴多正幸）** 提案理由の説明が終わりました。

日程第12 議第66号、調停に代わる決定についてを議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（貴多正幸）** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（貴多正幸）** ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

日程第12 議第66号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（貴多正幸）** 起立全員であります。よって、日程第12 議第66号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議第67号、竜王町教育委員会委員の任命についてを議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。  
これより討論に入ります。  
討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。  
これより採決を行います。  
日程第13 議第67号を原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求め  
ます。

[賛成者起立]

○議長（貴多正幸） 起立全員であります。よって、日程第13 議第67号は原  
案のとおり同意することに決定されました。

○議長（貴多正幸） 日程第14 議第68号、竜王町教育委員会委員の任命につ  
いてを議題として、質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。  
これより討論に入ります。  
討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。  
これより採決を行います。  
日程第14 議第68号を原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求め  
ます。

[賛成者起立]

○議長（貴多正幸） 起立全員であります。よって、日程第14 議第68号は原  
案のとおり同意することに決定されました。

日程第15 議第69号、竜王町公平委員会委員の選任についてを議題として、  
質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。  
これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

日程第15 議第69号を原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（貴多正幸） 起立全員であります。よって、日程第15 議第69号は原案のとおり同意することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 報第4号 令和4年度竜王町健全化判断比率について

日程第17 報第5号 令和4年度竜王町資金不足比率について

○議長（貴多正幸） 日程第16 報第4号及び日程第17 報第5号の2報告について、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

○町長（西田秀治） 報第4号及び報第5号について報告いたします。

報第4号、令和4年度竜王町健全化判断比率について及び報第5号、令和4年度竜王町資金不足比率についてにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、報告するものでございます。

令和4年度竜王町健全化判断比率につきましては、決算数値に基づき算定いたしました結果、実質赤字比率及び連結実質赤字比率についてそれぞれ赤字額は発生しませんでした。

実質公債費比率につきましては、早期健全化基準が25%であるのに対し、5.3%でありました。

将来負担比率につきましては、地方債残高等の将来負担額に対して基金等の充当可能財源が上回ったことにより、算定されませんでした。

次に、令和4年度竜王町資金不足比率につきましては、決算数値に基づき算定いたしました結果、水道事業、下水道事業いずれの会計についても資金不足額はありませんでした。

以上、報第4号及び報第5号についての報告といたします。

○議長（貴多正幸） 続きまして、審査報告をお願いします。

松浦代表監査委員。

○代表監査委員（松浦 博） 令和4年度竜王町健全化判断比率審査意見書。

1、審査の概要

この審査は、町長から提出された健全化判断比率及び算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか主眼を当てて実施しました。

2、審査の期日

令和5年8月4日。

3、審査の結果

（1）総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定基礎となる事実を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

（2）個別意見

①実質赤字比率について

令和4年度の実質赤字比率は、実質収支額が黒字であるため、当該比率については該当せず、良好な状況にあると認められます。

②連結実質赤字比率について

令和4年度の連結実質赤字比率は、連結実質収支額が黒字であるため、当該比率については該当せず、良好な状況にあると認められます。

③実質公債費比率について

令和4年度実質公債費比率は5.3%であり、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り良好な状況にあると認められます。

④将来負担比率について

令和4年度将来負担比率は、将来負担額が充当可能財源等の額以下であるため、当該比率については該当せず、良好な状況にあると認められます。

（3）是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項は認められませんでした。

以上。

令和4年度竜王町公営企業会計資金不足比率審査意見書。

1、審査の概要

この審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか主眼を当てて実施しました。

2、審査の期日

令和5年8月4日。

3、審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

(2) 個別意見

水道事業会計、下水道事業会計ともに資金不足額がなく、引き続き良好な状態にあると認められます。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項は認められませんでした。

以上でございます。

○議長（貴多正幸） 以上で提案理由の説明が終わりました。

この際、日程第16 報第4号、令和4年度竜王町健全化判断比率について、並びに日程第17 報第5号、令和4年度竜王町資金不足比率についての2報告について、質疑がありましたらこれを認めることにいたします。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、日程第16 報第4号及び日程第17 報第5号の2報告について、報告を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第18 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて**

**○議長（貴多正幸）** 日程第18 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

**○町長（西田秀治）** ただいま上程いただきました、人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて、提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、候補者を法務大臣に推薦させていただくことについて議会の意見を求めるものでございます。

候補者につきましては今回、令和5年12月31日をもって任期が満了いたし

ます永岡孝信氏を再度推薦するものでございます。

氏は、（個人情報のため、一部秘匿）平成24年1月1日から人権擁護委員として4期を経験されており、人権相談業務をはじめ、人権擁護活動を精力的に行っておられます。また、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、住民の信望も厚く、人権擁護について精通された適任者であると考えますので、同氏を推薦することについて、御承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

任期につきましては、令和6年1月1日から3年間でございます。

**○議長（貴多正幸）** 以上で提案理由の説明が終わりました。

この際、日程第18について質疑がありましたら、これを認めることといたします。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（貴多正幸）** ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略いたします。

お諮りいたします。

日程第18 人権擁護委員の候補者として永岡孝信氏を推薦することについて、適任と認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（貴多正幸）** 御異議なしと認めます。よって、人権擁護委員の候補者として永岡孝信氏を推薦することについて、適任と認めることに決定されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後2時06分